

幼児洗礼に関する訓令

教 理 聖 省

前 川 登 訳

カトリック中央協議会

幼児洗礼に関する訓令

教 理 聖 省

前 川 登 訳

カトリック中央協議会

INSTRUCTION ON INFANT BAPTISM

VATICAN CITY 1980

目 次

第一部	序 文	3
第二部	幼児洗礼に関する伝統的教義	6
	非常に古くからの実施	6
	教導職の教え	6
	教会の使命	11
第三部	今日生じている諸問題に対する答える	19
	洗礼と信仰宣言との関連性	19
	洗礼と各自が受ける恩恵との調和	19
	洗礼と各自が受ける恩恵との調和	21

第三部	洗礼と子供の自由との調和	22
	現今の社会学的状況下での洗礼	24
	幼児洗礼と秘跡の司牧的実施	26
第三部	いくつかの司牧的指針	31

司牧的に洗礼を実施する場合の原則	31
司牧者と信者の家庭との対話	33
司牧者と信仰の浅い、または非キリスト者の家庭との対話	35
家庭と小教区共同体の役割	38
結論	40

幼児洗礼に関する訓令

序文

1 幼児洗礼に関する司牧的仕事は、第二バチカン公会議の指針に従って作成された新儀式書の公布⁽¹⁾によって大きな助けを得た。しかし、社会の著しい変化は、若い人たちを信仰のうちに育成し、堅忍させるための司牧的仕事を困難にしている。また両親や司牧者たちが出会ういろいろな問題も完全には取り除かれてはいらない。

文 2 多くの両親は、子供たちのキリスト教教育のための自分たちの努力にもかかわらず、子供たちが信仰を捨て、秘跡にあずからなくなるのを見て悩んでおり、またある司牧者た
序 ちも幼児洗礼の許可を与えるに当たって、より厳しくすべきではないかと思っている。あ

る司牧者は、長いまたは短い洗礼志願期を設けて、その修了まで子供の洗礼を延ばすほうがよいのではないかと考えている。他の司牧者たちは、洗礼の必要性についての教え——少なくとも幼児のため——の再検討を求め、本人が自分で決断できる年齢、おそらく成人としての生活を始めるその時まで、洗礼の秘跡を行うのを延ばすよう望んでいる。

しかし、伝統的な秘跡の司牧的実施についてのこの質問は、洗礼の必要性に関する大切な教義を危険に陥れはしないか、というもつともな恐れを教会の中に引き起こさずにはいない。実際に、自分たちの義務をよくわかつて、子供たちのために洗礼を願い出て、拒否され、または延期されたためにつまずきを感じている多くの親たちがいる。

3 このような状態を考慮し、また、そのために寄せられた多くの嘆願書に答えるために、教理聖省は、各方面の司教協議会と相談した上で、今回の訓令を準備したのである。本公文書の目的は、教会が世紀の流れを通して絶えず実施して来た幼児洗礼を正当化し、また、たとえ今日種々の困難が生じっていても、幼児洗礼の価値は全く不変であることを明示するために、これに関する教義のおもな点を思い起こせることにある。なお、本公文

書は、司牧的活動のためにいくつかの一般的指針を与える。

注

(1) 「カトリック儀式書 幼児洗礼式」あかし書房、一九七五年発行。

第一部 幼児洗礼に関する伝統的教義

非常に古くからの実施

4 東方教会においても、西方教会においても、幼児洗礼の実施は、非常に古くからの伝統によるものと考えられている。オリゲネス、それから聖アウグスチヌスは、幼児洗礼の実施は「使徒たちからの伝承である」と考えていた。⁽²⁾ 幼児洗礼の最初のはつきりした証拠が二世紀に見られるが、決して初めてのこととしてではない。特にイレナイオスは、受洗した人とは、当然、青年、壯年、老年と同じく、「幼児と小さい子供」を含むものと考えていた。⁽³⁾ 三世紀初頭に、「使徒伝承」を書き表わした有名な最古の儀式書には、次の規則が含まれている。「初めて子供たちに洗礼を施せ。自分で頼める人は、自分で頼み、そうでない人のためには、両親、またはその家族の者が頼んでやる」。⁽⁴⁾ アフリカの司教會議で

第一部 幼児洗礼に関する伝統的教義

は、聖キリストが、「神のあわれみと恩恵は、生まれて来たいかなる人に対しても拒否されるべきではない」と述べており、同会議も、「すべての人間は、成長の度合、年齢にかかわりなく、平等」であることを思い起こさせ、「生後、二日または三日のうちに」子供たちに洗礼を施すことは、正しいと宣言している。⁽⁵⁾

5 四世紀になって、幼児洗礼の実施がいくらか衰えたということは明らかである。当時、成人たちさえも、あとで犯すかもしれない罪を憂慮し、また公の償いを恐れて、キリスト教入信を遅らせ、多くの両親たちも同じ理由で子供たちの洗礼を行わなくなつた。しかし、次のことは知つていなければならない。すなわち、バジリウス、ニッサのグレゴリウス、アンブロジウス、ヨハネ・クリゾストムス、エロニムス、アウグスチヌスなどの教父や教会博士たちは、以上のような事情で、大人になつてから洗礼を受けたが、そのような怠慢に対して強く反発し、洗礼は救いに必要であるから、延期しないよう大人たちに願っている。⁽⁶⁾彼らのうちいく人かは、幼児に洗礼を授けるべきであると主張している。⁽⁷⁾

教導職の教え

6 教皇と公会議も、キリスト信者には自分たちの子供に洗礼を受けさせる義務のあることを思い起こさせるため、たびたび指導を与えてきた。

四世紀末には、「罪のゆるしのために」成人と同じく子供にも洗礼を施す古い慣習が、ペラギウスの教えに対する反論として用いられるようになった。オリゲネスと聖キブリアヌスが、聖アウグスチヌス以前に書きしるしているように⁽⁸⁾、この慣習は、原罪についての教会の信仰を確認し、さらに幼児洗礼の必要性をもとと明白に示すものである。教皇シリキウス⁽⁹⁾と教皇インノケンチウス一世は、この路線で指導を与えている。その後、四一八年のカルタゴ公会議でも、「新生児には洗礼を施すべきではないという者はだれでも」断罪され、次のように教えられている。すなわち、原罪についての教会の「信仰の規範」によつて、「本人は、全く罪を犯しえない乳飲み子であつても、罪のゆるしのために正しく洗礼を受けることができる。なぜなら、出生によつて受けたものを、再生によつて清めても

らうからである⁽¹⁾。

7 この教えは、中世紀を通してつねに再認され、擁護された。特に、一三一二年のヴィエンヌ公会議は、洗礼の秘跡が、幼児の場合、罪のゆるしのためばかりでなく、恩恵と諸徳を受けるためにも効力のあることを強調した⁽¹²⁾。一四四二年のフィレンツェの公会議は、洗礼を延期しようと思う人をいましめ、次のように宣言している。すなわち幼児は、「できるだけ早く適當な時機に」洗礼の秘跡を受けるべきである。それによつて悪魔の力から救い出され、神の子としていただくからである⁽¹³⁾。

トリエント公会議は、カルタゴ公会議による断罪をくり返し⁽¹⁴⁾、ニコデモへのイエズスのことばを参照して次のように宣言している。「福音宣布以来」何びとも、「洗礼を受けるかまたはそれを望まなければ、義とされることはできない」⁽¹⁵⁾。同公会議が誤謬として破門したのは、「(子供たちの)洗礼は、彼ら自身の信仰行為によるのではなく、教会の信仰だけで行われるのであるから止めたほうがよい」⁽¹⁶⁾という再洗礼派の考え方である。

8 トリアント公会議後開かれた各地の公会議や司教會議も、同様な確信をもつて子供たちに洗礼を施すことの必要性を教えている。教皇パウロ六世も、このことに関する幾世紀もの教えを厳粛に回想し、次のように宣言している。「洗礼は、自分ではまだ罪を犯したない幼児にも授けられるべきである。それは、超自然の恩恵なしに生まれて来た彼らが、水と聖靈⁽¹⁾によって、キリスト・イエズスにおいて神の生命に再び生まれ変わるためである」。

9 以上、引用した教会教導職のことばは、主として誤謬論破に関するものであつて、そこには、新約聖書や教父たちの要理伝授および教会博士たちの教えの中に示されている洗礼に関する豊かな教説は、充分に汲み尽くされていない。すなわち洗礼は、御父の先行的な愛の現われであり、御子の復活秘義への参与、また聖靈による新生命の授与であるということである。洗礼は、人々を神の世継ぎとし、また彼らをキリストの体、すなわち教会に結合させるのである。

第一部 幼児洗礼に関する伝統的教義

10 このような見地からして、「水と靈によつて生まれなければ、神の国にはいることはできない」という聖ヨハネ福音書のキリストの警告は、⁽¹⁸⁾「自分の子供たちを呼び集めて、最も大きな祝福を与える」とされる御父のおことばとして、また普遍的で無限の愛のお招きとして受け取られなければならない。このような差し迫った、撤回不可能な呼びかけに対して、私たちは無関心な、またはあいまいな態度で過ごすことはできない。それをお受けしなければ、私たちの究極目的は達成されないからである。

教会の使命

11 教会はキリストが復活ののち使徒たちに与えた使命にこたえなければならない。聖マタイ福音書は、そのことを特別に莊厳な形で伝えている。「天においても、地においても、すべての権能が私に与えられた。だから、行ってすべての國の人を弟子にしなさい。そして父と子と聖靈のみ名によつて洗礼を授けなさい」。⁽¹⁹⁾ 信仰を伝えることと、洗礼を授ける

ことは、主のこの命令によつて密接に結ばれており、教会の使命として欠かすことのできないものである。教会のこの使命は普遍的であり、いつまでも普遍的であり続ける。

12 これは、教会が最初からいかにその使命を理解していたかということであつて、成人に關してだけではないということである。教会はつねに、ニコデモへのイエズスのことばを、「子供たちから洗礼を取りあげてはならない」という意味に取つていた。⁽²⁰⁾ イエズスのことばは、その言い方において非常に普遍的で、絶対的である。それで教父たちはそのことばを洗礼の必要性を確立するために用い、教導職は、明白にそれを幼児に適用した。⁽²¹⁾ すなわち洗礼の秘跡は、幼児にとつても神の民となるためのものであり、本人の救いの門戸である。

13 このように教会は、子供たちが永遠の幸福にはいるための保証として、洗礼以外に他の方法を知らないということを、その教えと実践によつて示して來た。それゆえ、教会は、洗礼を受けることのできるすべての人のために、「水と靈による」再生を配慮するよ

第一部 幼児洗礼に関する伝統的教義

うに主から命じられた使命をおろそかにすることのないよう注意する。ただし、洗礼を受ければ死んでいく子供たちに対しても、教会はただただ神のあわれみに彼らを委ねるだけである。そのように、彼ら用の葬儀式典の中で祈る。⁽²³⁾

14 幼児はまだ自分の信仰を表明することができないということは、教会にとつて彼らに洗礼を施すための妨げとはならない。というのは、実のところ教会は自分自身の信仰で彼らに洗礼を授けるからである。聖アウグスチヌスは、教義の中のこの点を次のように明白に示している。「子供たちが靈的恩恵を受けるためにささげられるとき、子供たちをささげるのは、自分たちの腕に子供たちを抱いている人たちだけでなく、——もしこの人たちがよいキリスト信者であれば、彼らも子供たちをささげる人たちの中に含まれるのであるが、——むしろ、諸聖徒および忠実なキリスト信者全体である。……それは、諸聖徒たちの中にある母なる教会全体によつて行われる。教会は、教会全体として、子供たちひとりひとりを産むのである」。⁽²⁴⁾ この教えは、聖トマス・アクイナスおよび彼以後のすべての神学者によつてくり返し教えられた。すなわち、洗礼を受ける子供は、自分でよくわかつ

て、自分の行為によって信じるのではなく、他の人たちを通して、すなわち「自分に与えられる教会の信仰を通して」信じるのである。⁽²⁵⁾これと同じ教えが、洗礼の新しい儀式書の中にも明示され、司式者は、両親と代父母に教会の信仰、すなわちそれによって子供たちが洗礼を受ける信仰の宣言を求めるようになっている。⁽²⁶⁾

15 教会は、子供の洗礼において働く自分の信仰の効力をよく知つており、また子供たちに授けられる秘跡の有効性についてもよく知つてゐるが、無制限に秘跡を授けることはしない。それで、死の危険のある場合は別として、教会は両親の承諾なしには、またその子供の洗礼後のカトリック的養育についてのまじめな保証がない限り、子供の洗礼を認めない。⁽²⁷⁾なぜなら、教会は両親の本来の権利と、子供の信仰の発展のために必要なものとをともに大切にするからである。

注

(25) ORIGEN, *In Romanis*, V, 9; PG 14, 1047; cf. SAINT AUGUSTINE, *De Genesi ad*

litteram, X, 23, 39: *PL* 34, 426; *De peccatorum meritis et de baptismō parvolorum ad Marcellinum*, I, 26, 39: *PL* 44, 131. 事実、使徒行傳の中には「か所」世間では家族全員の洗礼にてこの言及がある (16・15・33・18・8)。

(33) *Adv. Haereses* II, 22, 4: *PG* 7, 784; *Harvey* I, 330. 少年～少年に亘る多々の碑文は、ややねば甚と「神の子」よりも教訓を取入れてある。この表題は授洗者たる記念されたもの。またば、彼の洗礼を受けられたる記念してこれゆえもあら。又、*Cf. Corpus Inscriptionum Graecarum*, 9727, 9801, 9817; E. DIEHL, *Inscriptiones Latinae Christianae Veteres* (Berlin 1961), nn. 1523 (3), 4429 A.

(44) *La Tradition apostolique de saint Hippolyte*, edited and translated by B. Botte, Münster, Aschendorff, 1963 (*Liturgiewissenschaftliche Quellen und Forschungen* 39), p. 44.

(55) *Epist. LXIV, Cyprianus et coeteri collegae, qui in concilio adfuerunt numero LXVI. Fido fratri: PL* 3, 1047-1056; ed. HARTEL, (CSEL 3), pp. 717-721. 幼児洗礼の実施は、テルトロニアスのむけた態度とも異ひず、トトリカの教義では特に盛んであった。テルトロニアスは、幼児は年齢的に無垢であり、また成人になつて信仰を捨てぬ可能性の危険性があるから、幼児の洗礼を願望する所に勧めた。Cf. *De baptismō*, XVIII, 3-XIX, 1: *PL* 1, 1330-1331; *De anima*, 39-41: *PL* 2, 719ff.

(ω) Cf. SAINT BASIL, *Homilia XIII exhortatoria ad sanctum baptismum*: PG 31, 424-436; SAINT GREGORY OF NYSSA, *Adversus eos qui different baptismum oratio*: PG 46, 424; SAINT AUGUSTINE, *In Iohannam Tractatus XIII, 7*: PL 35, 1496; CCL 36, p. 134.

(η) Cf. SAINT AMBROSE, *De Abraham*, II, 11, 81-84; PL 14, 495-497; CSEL 32, 1, pp. 632-635; SAINT JOHN CHRYSOSTOM, *Catechesis*, III, 5-6, ed. A. WENGER, SC 50, pp. 153-154; SAINT JEROME, *Epist.*, 107, 6: PL 22, 873, ed. J. LABOURT (Budé), vol. 5, pp. 151-152.

アントニヌスの説教は、心の準備が不足している場合に於て、聖職者による洗礼の施行を勧めます。Cf. *Oratio XL in sanctum baptismum*, 17; 18; PG 36, 380; 399.

(∞) ORIGEN, *In Leviticum hom.* VIII, 3: PG 12, 496; *In Lucam hom.* XIV, 5: PG 13, 1835; SAINT CYPRIAN, *Epist.* 64, 5: PL 3, 1018; ed. HARTEL, CSEL, p. 720; SAINT AUGUSTINE, *De peccatorum meritis et de baptismo parvulorum*, I, XVII-XIX, 22-24; PL 44, 121-122; *De gratia Christi et de peccato originali*, I, XXXII, 35; ibid., 377; *De praedestinatione sanctorum*, XIII, 25; *ibid.*, 978; *Opus imperfectionum contra Iulianum*, V, 9; PL 45, 1439.

(σ) *Epist. "Directa ad decessorem"* ad Himerium episc. Tarracensem, 10 febr. 385, 2:

第一部 幼児洗礼に関する伝統的教義

- DS (Denzinger-Schönmetzer, *Enchiridion symbolorum, definitionum et declarationum de rebus fidei et morum*, Herder 1965: 「カトリック教會文獻彙纂」^{註10})
- (10) *Epist. "Inter ceteras Ecclesiae Romanae" ad Sibannum et ceteros Synodi Milevitanae Patres*, 27 ian. 417, 5: DS 219.
- (11) Canon 2: MANSI, III, 811-814; IV, 327 A-B: DS 223.
- (12) *Council of Vienne*: MANSI, XXV, 411 C-D: DS 903-904.
- (13) *Council of Florence*, sessio XI: DS 1349.
- (14) *Sessio V, can. 4*: DS 1514; cf. the 418 Council of Carthage, note 11 above.
- (15) *Sessio VI, cap. IV*: DS 1524.
- (16) *Sessio VII, can. 13*: DS 1626.
- (17) 「神の民の歴史」 一九六八年、18編。
- (18) モヘネ 3・5。
- (19) マタイ 28・19、マルコ 16・15～16参照。
- (20) 「カトリック儀式書 幼児洗礼式」 幼児洗礼の緒言 21番。
- (21) 教父たちのテキストについては、注8、公会議については、注9～10参照。その他の参考文献については、マルチカル・ミシチウスの「トリアルカ・ミシチウスの信仰宣誓がある」(1大71頁) MANSI, XXXIV, 1746.

- (22) 聖アウグスチヌスは次のように書いている。「子供が洗礼を授けられる」と、何が行われるのかといふと、子供は洗礼によって教会に合体されるのぢやない。すなわち、言い換れば、「子供はキリストの体と肢体に組合われるのであるぢやない」 (*De peccatorum meritis et remissione et de baptismo parvulorum*, III, 4, 7; *PL* 44, 189; cf. I, 26, 39: *ibid.*, 131).
- (23) *Ordo exequiarum*, Romae, 15 August 1969, nn. 82, 231-237.
- (24) *Epist. 98, 5: PL* 33, 362; cf. *Sermo 176, 2, 2: PL* 38, 950.
- (25) 「神学大全」第三卷、問63、第6項、結論。なお、問63、第9項、答13参照。
- (26) 「カトリック儀式書 幼児洗礼式」幼児洗礼の緒言 2番。なお、42～44番、59番参照。
- (27) これについては、久しい以前からの伝統があり、聖トマス・アクイナス（「神学大全」、第一卷二部、問10、第12項、答）と教皇ベネディクトウス十四世（教令「ボストレンセ・モンセ」一七四七年一月一】十八日、4～5番、*DS* 2552-2553）は、それに言及し、死の危険にある場合を除いて、不信仰な、またはユダヤ教の両親の子供に洗礼を授けることに反対している（「カトリック教会法典」第76条第一項）。また両親の望みに反して、すなわち、両親の願いも、保証もなしのに子供に洗礼を授けることにも反対している。

第二部 今日生じている諸問題に対する答え

16 われわれは、幼児洗礼に関して今日表明されているいくつかの見解と、幼児洗礼を原則として正当化することを問題視する諸見解について判断を下さなければならないが、上記の教えを光としてこれを行うことにする。

洗礼と信仰宣言との関連性

第二部 今日生じている諸問題に対する答え

17 ある人々は、新約聖書の中では、洗礼は福音宣教に続いて行われ、回心を前提とし、信仰宣言をともなうということ、さらに恩恵の効果（罪のゆるし、義化、再生、神の生命にあずかること）は、一般的に言つて、秘跡よりもむしろ信仰と結ばれているということ⁽²⁸⁾

を指摘して、順序としては「宣教、信仰、秘跡」というふうに定めるべきであると提案する。彼らは、死の危険のある場合は別として、子供たちにこの規定を適用し、彼らのために義務的な洗礼志願期を設けようとしている。

18 使徒たちの宣教が、通常成人に向けられていたこと、そして最初に洗礼を受けられるべきだったのは、キリスト教の信仰に回心した人たちだったということは疑いない。これらの事実が新約聖書の中に伝えられているので、成人の信仰だけが聖書の中では考慮されているという意見が生じたのであろう。しかしながら、上述したように、子供の洗礼の実施は使徒たちに起源を有する大昔からの伝統であり、その重要性は無視することができない。そのほか、洗礼は信仰なしには決して受けられない。ところで、幼児の場合には、教会の信仰がそこにある。

さらに、秘跡に関するトリエント公会議の教えによると、洗礼はただ信仰のしであるばかりでなく、信仰の原因でもある。⁽²⁹⁾ 洗礼は受洗者に「内的照らし」をもたらす。それでビザンチン典礼では、洗礼を照らしの秘跡または単に照らしと呼んでいるが、それは正

第二部 今日生じている諸問題に対する答え

しい。というのは、受洗者が受けた信仰は、その人の魂に滲透し、キリストの輝きによつて盲目の蔽いおもいを取り払ってくれるからである。⁽³⁰⁾

洗礼と各自が受けける恩恵との調和

19

また次のようなことも言われている。すなわちどんな恩恵でもその人自身に与えられるのであるから、恩恵は意識的に受けられ、またそれを受ける人特有のものとされるべきである。そのようなことは、幼児には全く不可能である。

20

しかし実際には、子供は意識的かつ自由な行為によつて人格であることを示す遙か以前から、人格であることに違ひはない。子供は人格として、洗礼の秘跡によつて神の子となることができ、またキリストとともに世継ぎとなりえるものである。それで後になって、意識と自由が目ざめるとき、これらの能力は洗礼の恩恵によつて子供の魂に与えられ

た力を彼らの意のままに發揮するのである。

洗礼と子供の自由との調和

21 またある人は、幼児に洗礼を授けることは、自由の束縛であるといって反対する。彼らは言う。あとで拒絶するようになるかもしれない将来の宗教上の義務を子供たちに負わせることは、人格としての彼らの品位に反する。むしろ、子供たちが自由に自分で責任を取れる年齢に達したとき、はじめて秘跡を授けるほうがよい。それまでは、両親や先生は自己を抑制して、子供たちにいかなる圧力もかけないようにすべきである。

22 このような態度は単なる幻想に過ぎない。というのは、いかなるものにも影響されない、純然たる人間的な自由というものはないからである。自然的な生活レベルにおいてさえも、両親は子供の生活のため、また真に価値あるものへの方向づけのために最も大切な

第二部 今日生じている諸問題に対する答え

ことを子供のために選択する。家庭のほうで、子供の宗教生活に関して、いわゆる中立的態度を取ることは、実際には、否定的選択をするということになり、最も大切な善を子供から奪ってしまうことになるであろう。

とりわけ、洗礼の秘跡は子供の自由を危険にさらすと主張する人は、次のことを忘れている。すなわち、各個人は、洗礼を受けていても、いなくとも、みな被造物としてどうすることもできない義務によつて神と結ばれ、洗礼はその義務を批准し、神の子としての養子縁組によつてそれを尊くするものであるということを。⁽³¹⁾また新約聖書の教えによると、キリスト者の生活にはいることは、奴隸または圧迫された生活をすることではなく、真の自由へ受け入れられることであるということを、彼らは忘れている。

子供が成長すると、洗礼によつて生じた義務を放棄してしまうことも起こりえる。そのために両親は傷つくかもしれないが、子供に洗礼を授けて、キリスト者として養育してきたことについて自分をとがめる必要はない。そうすることが彼らの権利であり、義務であったからである。⁽³²⁾たとえ外見的にはそうであつても、子供の魂に蒔かれた信仰の種は、いつかまた生命を取りもどすかもしれないし、両親はまたそのために、忍耐と愛、祈りと自

分自身の信仰の正しい証しによつて寄与することができる。

現今の社会学的状況下での洗礼

23 個人と社会との関連性の見地から、ある人は次のように考える。すなわち、幼児洗礼は同質の社会においてはまだ適合するであろう。そのような社会では、価値、判断、慣習が、一貫した形体をもつてゐるからである。しかし、今日の多様な社会においては、幼児洗礼は不適当だと彼らは考える。そのような社会では価値観の相違と観念の衝突がつねに見られるからである。したがつて、現今の中では、洗礼志願者の人格的面が充分に成熟するまで、洗礼を延期すべきであると、彼らは言う。

24 教会は社会の実情を考慮しなければならないということは、教会自身もよくわかつている。しかし、社会が同質なものであるか多様なものであるかということは、単に一つの

指示を与えるものであつて、それを標準原則とすることはできない。そのような原則は、厳密な意味での宗教問題、すなわち、その性質上、教会とキリスト者の家庭に関する事柄の解決のためには不充分である。

同質的な社会の規準によると、もし社会がキリスト教的であれば、幼児洗礼は合法的ということにならう。しかし、まだ異教徒が優位を占める民族の間で、または戦闘的無神論政体の中で、キリスト者の家庭が少数に過ぎない場合には、幼児洗礼は非合法的ということになってしまふ。明らかに、このようなことは認められない。

多様的な社会の規準も、同質的な社会の場合と同じく何の効力もない、というのは、多様的な社会では、家庭も教会も自由に行動し、適宜にキリスト教教育を施すことができるからである。

そのほか、もし「社会学的」規準が教会の初期時代に適用されていたならば、教会の宣教的発展は、すべて麻痺してしまっていたであろうということは、歴史の研究によつて明らかに示されている。なお、付け加えたいことは、多様性主義はあまりにもしばしば、実際にキリスト者がキリスト者としての自由を發揮するのを妨げるような生活態度のパター

ンを、信徒に押し付けるために逆の手を用いているということである。だから福音の靈感をもはや受けていない考え方、慣習、法律を持つ社会では、次のことが最も重要である。すなわち、幼児洗礼に關係する問題においては、何よりも先ず教会自身の本質と使命が考慮されるべきだということである。

たとえ神の民は人間社会と入り混つっていても、また異なる民族や文化をもつて造られていても、信仰と秘跡の一致を特徴とする自分自身のものを持つてはいるのである。それは一つの靈、一つの希望によつて生かされている一つの有機的全体であつて、人類のいろいろなグループの中に自らの成長に必要な組織を作り出すことができる。教会の司牧的秘跡の実施、特に幼児洗礼に関しては、このような脈絡の中で考へるべきであつて、人間の学問に基づく規準にのみ依存すべきではない。

幼児洗礼と秘跡の司牧的実施

第二部 今日生じている諸問題に対する答え

25 幼児洗礼に対する最後の批判は、次のようなものである。すなわち、幼児洗礼の実施は、宣教意欲に欠けた司牧的慣用に由来している。そして、信仰を燃えたたせ、福音宣教に献身的に力を尽くすことよりも、秘跡を授けることにもつと関心を示すものである、という批判である。彼らの主張は、こうである。すなわち、教会は幼児洗礼を持続することによって、信徒数と社会的地位の確立を重視するような誘惑に陥っている。また教会は、宣教活動に従事して、キリスト者の信仰を成熟させ、彼らの自由な意識的献身を助成し、その結果、秘跡を司牧的に実施して信徒の層を固めなければならないのに、秘跡さえ授ければよいという考え方を保持するよう勧まっている。

26 疑いもなく、教会の使徒職は、生き生きとした信仰を燃えたたせて、真にキリスト者生活が送れるよう有助成することを目的とすべきである。しかし、成人に秘跡を授けるときの司牧的実施要件を、そのまま子供たちに適用することはできない。子供たちは、前述したように、「教会の信仰によつて」洗礼を受けられるからである。そのほか、われわれは秘跡の必要性を軽々しく取扱つてはならない。というのは、秘跡はどんな人にとって

も、ゆるがせにできない重要で、緊急なものであり、特に危いとき、子供はそれによつて永遠の生命の限りない祝福を受けるという保証が得られるからである。

教会は、数のことを気にしているということに関しては、それが本当の意味で理解されるならば、それは教会にとって誘惑でもなければ、悪いことでもなく、むしろ義務であり、祝福であるといえよう。聖パウロが教会をキリストの「体」およびその「充满」と描写しているように⁽³³⁾、教会は世界におけるキリストの可見的秘跡となつて、すべての人に教会とその栄光ある救い主との間の秘跡的な輪を広げていく使命を帶びているからである。したがつて教会は、すべての人に、成人と同じく子供にも、最初の、基礎的秘跡である洗礼を授けようとしないわけにはいかない。

もしこのようすに洗礼を理解するならば、幼児洗礼の実施は、まことに福音的であるといえる。それは、神の自発性とわれわれの生命を包む神の愛の無償性を示す証拠ともなるからである。「われわれが神を愛したというのではなく、神がわれわれを愛された」ということである。⁽³⁴⁾ ……神が先きにわれわれを愛された。だから。われわれは愛するのである⁽³⁵⁾。成人の場合でも、受洗者は洗礼を受ける旨を申し出るようになつていいが、忘れてならな

第二部 今日生じている諸問題に対する答え

いのは、「神がわれわれを救つてくださつたのであつて、われわれが正しくことを行つたからではない。ただ神ご自身のあわれみによるもので、再生の水洗いと聖靈における刷新によつてである」⁽³⁶⁾ ということである。

注

- (28) マタイ 28・19、マルコ 16・16、使徒行録 2・37～41、8・35～38、ローマ 3・22、26、ガラテヤ 3・26 参照。
- (29) トリエント公会議、VII、秘跡に関する教令、第6条、DS 1606。
- (30) Iコリント 3・15～16 参照。
- (31) ヨハネ 8・36、ローマ 6・17～22、8・21、ガラテヤ 4・31、5・1、13、Iペトロ 2・16、その他。
- (32) この権利と義務は、第二バチカン公会議の「信教の自由に関する教令」、第5項において詳細に明記され、かつ「人権に関する世界宣言」、第26条(3)において国際的に承認されている。
- (33) エフェソ 1・23。
- (34) Iヨハネ 4・10、19。

- (35) ネルバハーネ公会議、VI、議題につづり、5章～6章、第4条、第9条、DS 1525-1526,
1554, 1559 参照。
- (36) ネルバ 3・5。

第三部 いくつかの司牧的指針

27

今日、持ち出されているいくつかの提案、たとえば、幼児洗礼の決定的廃止、あるいは理由のいかんを問わず、洗礼を直ぐに授けるか、または延期するか、その選択は自由、というこれらの提案は受け入れられないとしても、この問題についてのより深い探究と、ある観点についての見直しのために司牧的努力が必要であることは否定できない。それで、この点についての原則と基本的指針をここに示すことにする。

司牧的に洗礼を実施する場合の原則

第三部 いくつかの司牧的指針

28

まず第一に、幼児洗礼は重大な義務である、ということを思い起こすことが大切であ

る。司牧者に對してなされるこの問題は、教会の教えとその絶えざる実施によく注意することによつてのみ解決される。

具体的に言つて、司牧的に幼児洗礼を実施する場合には、次の二つの原則に従わなければならない。そのうち、第二の原則は第一の原則に従属している。

(1) 救いに必要な洗礼は、神の先行的な愛のしるしであり、またそれを与える手段である。洗礼によつて、われわれは原罪から解放され、神の生命にあずかる者とされる。このように洗礼 자체を考えても、これらの祝福の賜物を幼児に与えるのを遅らせてはならない。

(2) このようにして与えられた賜物は、秘跡の本当の意味を充分に表わすために、⁽³⁷⁾信仰とキリスト者生活による正しい教育によつて、豊かにされるという保証が与えられなければならない。一般に、これらの保証は、両親または近い親族の者によつて与えられるべきである。ただし、キリスト者の共同体内で、いろいろな人たちが彼らに代わることもできる。しかもし、これらの保証が、実際にまじめなものでなければ、洗礼は延期してもよいということになる。またもしこれらの保証が確かに存

在していなければ、秘跡はむしろ拒否されるべきである。

司牧者と信者の家庭との対話

29 以上の二つの原則に基づいて、具体的なケースについては司祭と家庭との間の司牧的な対話を通して検討がなされる。キリスト者としての生活を行っている両親との対話のための規則は、儀式書の序説の中に述べられているので、ここでは、より深い意味を持つ次の二点をあげるだけにとどめる。

まず第一に、子供の洗礼式においては、両親の出席と積極的参加が非常に重視されるということである。子供の教育において、代父母の補佐は有益で、非常に大切であるから、従来どおり、その出席は必要であるが、今日では、代父母よりも両親に優先権が与えられている。

第二に、洗礼のための準備が重要な位置を占めるということである。両親は洗礼のこと

を考えなければならない。そして生まれて来る子供のことを司牧者に通知して、自ら心の準備をすべきである。これに對して、司牧者はその家庭を訪問するか、または彼らを一緒に集めて、要理の勉強をさせ、適當な助言を与える。また家族の者を促がして、生まれて来る子供のために祈らせる。⁽³⁸⁾

実際に洗礼を行う時期に関しては、儀式書にある指示に従うべきである。すなわち、「まず考えなければならないのは子供の救いである。そのため、子供から秘跡を受ける恵みを取りあげないようとする。次に母親の健康状態を考えて、なるべく母親自身も式に参加できるように配慮する。さらに、子供に生命の危険がない限り、両親に準備をさせてため、また洗礼の過越的性格をよく表わすように洗礼式を計画するために充分な時間を取るなど、司牧的配慮が必要である」。したがつて、「もし子供が死の危険にあれば、直ちに洗礼を授けるべきである」。そうでなければ、一般に「幼児は誕生後、数週間以内に洗礼を受けられるべきである」。⁽³⁹⁾

司牧者と信仰の浅い、または非キリスト者の家庭との対話

30 時として、信仰の浅い両親、しかも、折々にしか宗教を守らない両親、または、非キリスト者の両親さえも、考慮に価する理由で子供たちの洗礼を願い、司牧者を尋ねて来ることがある。

その場合、司牧者は明敏、かつ理解のある対話で、彼らが求めている秘跡への関心を引き立て、また彼らが負う責任を自覚させるために力を尽くす。

実際に、一度子供に洗礼が授けられるならば、必ず秘跡の要求するキリスト教教育の恩典にその子供をあずからせる、という保証が与えられるときだけ、教会はそのような両親の願いを入れることができる。教会としては、その洗礼は実を結ぶという確固たる希望がいくつかの司牧的指針持てなければならない。⁽⁴⁰⁾

もし充分な保証が与えられるならば（たとえば、まじめに子供の世話をしてくれる代父母がいるとか、または信徒の共同体の支援があるとかなど）、司祭は、キリスト者の家庭

の子供の場合と同じく、直ちに秘跡を行うのを拒否すべきではない。他方、もしそのよう
な保証が不充分であれば、洗礼を延ばすのが賢明である。しかし、もしできるならば、司
牧者は、秘跡を行うに当たつて両親に要求される条件を満たすために、彼らとの接触を保
つべきである。もしそれさえもできないならば、最後の手段として、子供が学齢期に達し
たとき、洗礼志願者の組に子供を入れるように勧める。

31 これらの規則は、すでに出来ており、またすでに実施されている⁽⁴⁾が、しかし、それら
について、何らかの説明が必要である。

まず第一に、洗礼を拒否するのは、相手を圧迫するためではないということを明らかに
しておかなければならない。それは、拒否とは言えないし、ましてや差別ではない。むし
ろ、各個人の事情によって教育的面から洗礼を延ばすことであり、その家庭が信仰におい
て成長するように、あるいはもつとその責任を自覚するよう助けることを意味する。

保証に関しては、子供のキリスト教教育のために確固たる希望を与える何らかの約束が
あれば、充分だと考えられる。

第三部 いくつかの司牧的指針

将来洗礼志願者の組に入れるということは、そのために特別に儀式を作つて行うべきではない。なぜなら、秘跡そのもののように考えられ易いからである。また次のことも明白にしておくべきである。すなわち、それは洗礼志願者の組に実際にはいることではないとすること、またその幼児は、洗礼志願者に与えられるすべての特権を持った洗礼志願者とみなされるべきではないということである。彼らは、あとでその年齢に適した洗礼志願者の組に入れられる。この点について、次のことを明確に定めておかなければならない。すなわち、成人のためのキリスト教入信式の中に、要理研究の年齢に達した子供のための入信式があるのは、教会は子供の洗礼をその年齢まで延ばすほうがよいとか、あるいはそうするものが普通であると考えているというのでは決してないということである。

最後に、信仰の浅い、または非キリスト者の家庭が大部分を占めるために、一般の法律で規定された時期よりもあとに洗礼を延ばすのを認める共同司牧計画が、司教協議会によつて地区的に規定され、正当化されるような地方においても、そこに住むキリスト者の家庭は、自分たちの子供にもつと早く洗礼を授けてもらう充分な権利を保有する。それゆえ、洗礼の秘跡は、教会の意志に従つて、またこれらの家庭の信仰と寛容な心にこたえて

施されるべきである。

家庭と小教区共同体の役割

32 幼児洗礼を機会に行われる司牧的努力は、家庭およびキリスト者共同体全体に及ぶ広範な活動の一部としてなされるべきである。

こういった見地から、結婚準備のために集まつて来る婚約者たちに対して、熱心に司牧的世話を行うことは大切である。それと同様に、若い夫婦に対しても司牧的世話を大切にしなければならない。事情によってではあるが、そのために教会共同体全体、特に先生や夫婦、家庭生活向上のための諸グループ、修道会、在俗会などが協力しなければならない。司祭は、その奉仕職の中でこのような使徒職を重要視しなければならない。特に、両親たちに子供の信仰を目指させ、また育てる責任のあることを思い出させるようにする。実際に、子供に宗教の手ほどきを行い、キリストを身近な友として愛することを教

え、子供の良心を形成するのは、両親の務めである。もしこのような仕事が、子供の心に与えられた洗礼の恵みをもとにして行われるならば、それは一層効果的で、かつ容易であろう。

33 儀式書に明白に指摘されているように、小教区共同体、特に家庭会のキリスト者グループは、洗礼が司牧的に実施されるとき、その役割を果たすべきである。「キリストの教えを教え、洗礼の準備をさせることは、神の民、教会の生命に関する事であり、教会は使徒から受けた信仰を伝授し、培っていくのである」⁽⁴⁴⁾。このようなキリスト者たちの積極的参加は、成人の場合にはすでに慣例となつていて、幼児の洗礼の場合にも必要である。「神の民、すなわち教会は、各地の教会共同体の中に現存し、幼児洗礼において果たすべき重要な役割を持つていてある」⁽⁴⁵⁾。その上、教会共同体自身も一般に洗礼式によつて靈的にも使徒職の上にも多大な利益を得ることができる。最後に、教会共同体の仕事は洗礼式のあとにも成人たちによって続けられる。成人たちは、自分たち自身のキリスト者の生活の証しによって、またいろいろな要理活動への参加によって、若年者の信仰教

育に貢献することができるからである。

結論

34 本訓令を司教たちに書き送るに当たって、教理聖省は、司教たちが主から受けたその使命の一部として、幼児洗礼の必要性に関する教会の教えを想起するように心がけ、その適切な司牧的実施を促進するよう、また、おそらく、包容性のある司牧をしようとして、この伝統ある実施を止めてしまった人たちを、またもとに連れもどしてくれるよう一心から期待している。本聖省はまた、本訓令に含まれている教えと指導要項が、すべての司牧者、キリスト者である両親、および教会共同体に達し、こうして全員が、自分の責任を自覚し、子供の洗礼とそのキリスト教教育を通してキリストの体である教会の成長に貢献するようく希望している。

本訓令は、教理聖省の通常会議において採択され、そして本聖省長官F・シェペル枢機

第三部 いくつかの司牧的指針

卿に賜わった教皇ヨハネ・パウロ二世の拝謁において認可され、同教皇の命によって発布されるに至つたものである。

ローマ、一九八〇年十月二十日

教理聖省長官 フランシスコ・シェペル枢機卿
秘書 J・ハメル大司教

注

〔カトリック儀式書 幼児洗礼式〕 幼児洗礼の緒言 3番。

〔37〕 同、8番(2)、5番(1)、(5)。

〔38〕 同、8番(1)、(3)。

〔39〕 同、3番参照。

〔40〕

これらの規則は、最初、トゴのダパンゴの司教バルトロメオ・ハントリオンの要請に答えて

出された教理聖省の手紙の中に書かれ、のちに、同司教の要請文と一緒に「ノティチエ」61番(一九七一年、七巻、64~70頁)に掲載された。

〔41〕

〔42〕 「カトリック儀式書 成人のキリスト教入信式」 第5章。

〔43〕

〔44〕 「カトリック儀式書 幼児洗礼式」 幼児洗礼の緒言 8番(3)~(4)。

〔45〕

同、入信の秘跡の緒言 9番。

〔46〕

同、幼児洗礼の緒言 4番。

幼児洗礼に関する訓令

定価 350 円

1981年6月30日 第1刷発行

日本司教協議会認可

発行所 カトリック中央協議会
東京都江東区潮見2-10-10 日本カトリック会館

〒135-8585 ☎03-5632-4411

振替 神奈川 2100510

印刷 聖パウロ会八王子修学院

¥ 350 + 税